

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 11 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「平成 26 年 1 月 10 日付けの NHK 松山放送局営業推進部から本人あてに送付された文書」（以下「NHK 松山営業の文書」という）及び「平成 25 年 12 月 19 日付けの法人委託事業者から本人あてに送付された文書」（以下「法人委託事業者の文書」という）の記載内容に関する全ての文書（照会履歴、会話記録等の電磁的記録を含む）について開示の求めがあった。

NHK は、NHK ふれあいセンター（営業）の通話記録（本人発言部分のみ）は開示したが、それ以外の「NHK 松山営業の文書」及び「法人委託事業者の文書」の記載内容に関する本人にかかる保有個人データは存在しないため開示することができないとした。

これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示とした NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 4 月 23 日（第 192 回審議委員会）個人情報 第 11 号 諮問、審議、答申